



2

令和4年2月15日 発行

第76巻 第2号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人

岡田 康 浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>

宮本武蔵顕彰武蔵武道館(美作市) (写真提供：公益社団法人岡山県観光連盟)

2月

ヨシ!



安全衛生12のポイント

指差し確認
送信前に

2月

サイバーセキュリティ月間
2月1日～3月18日

3月

安全衛生教育促進運動
前年12月1日～4月30日

目次

Feb.

2022

行政の動き

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて	2
人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内	3
安心して働くための「無期転換ルール」とは	3
「業務改善助成金特例コース」のご案内	4
育児・介護休業法が改正されました	5
林業現場合同パトロールを実施しました	6

中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内	7
第27回産業医・労働衛生管理従事者交流会のご案内	8
令和4年度雇入れ時等安全衛生教育のご案内	9
建築物石綿含有建材調査者講習のご案内	10
衛生管理者免許試験受験準備講習開催のお知らせ	12

協会より

労働災害－統計－	14
----------	----

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて

テレワークガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入及び実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたものです。

ガイドラインの概要



労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合でも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されます。

「テレワークに向かない」と安易に結論づけるのではなく、

- 管理職側の意識を変える
- 業務遂行の方法の見直しを検討することが望ましいです。



テレワークを実施している者に対し、

時間外、休日又は所定外深夜(以下「時間外等」といいます。)のメール等に対応しなかったことを理由として不利益な人事評価を行うことは適切な人事評価とはいえません。



ガイドラインの詳細はこちらのパンフレットをご覧ください。

テレワーク ガイドライン 検索



オフィスに出勤する労働者のみに業務が偏らないように留意しましょう。

不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁の電子化等が有効であり、職場内の意識改革をはじめ、業務の進め方の見直しに取り組むことが望ましいです。



テレワークの対象者を選定するに当たっては、

正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由として対象者から除外することがないようにしましょう。

※ 雇用形態のみを理由にテレワークの対象から除外することは、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法に違反する可能性があります。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf>

個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与状況等により、費用負担の取扱いは様々であるため、労使のどちらがどのように負担するか等についてはあらかじめ労使で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則等において規定しておくことが望ましいです。

費用負担の例

—— 機器購入費 —— パソコン本体や周辺機器、携帯電話、スマートフォンなどについては、会社から貸与しているケースが多い	—— 通信費 —— 通信回線の使用料等は個人使用と業務使用との切り分けが困難であるため、一定額を会社負担としている例もみられる	—— 消耗品購入費 —— ■ 文具消耗品は会社が購入したものを使用する ■ 切手や宅配メール等は事前に配布する ■ 会社用の宅配便は着払いとする 等	—— 光熱費 —— 頻度により様々、光熱費は、業務使用分との切り分けが困難なため、テレワーク勤務手当に含めて支払う企業の例もみられる
--	---	--	--

テレワークにおける労働時間の把握については、「[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン](#)」も踏まえたものとする必要があります。

ガイドラインの主なポイント 抜粋

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

■ 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること

■ 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

(1) 原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認すること
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

例1

労働者がテレワークに使用する情報通信機器の使用時間の記録等により、労働時間を把握すること



例2

使用者が労働者の入退場の記録を把握することができるサテライトオフィスにおいてテレワークを行う場合には、サテライトオフィスへの入退場の記録等により労働時間を把握すること



例えば...

申告された時間以外の時間にメールが送信されている、申告された始業・終業時刻の外で長時間パソコンが起動していた記録がある等の事実がある場合です。
なお、申告された労働時間が実際の労働時間と異なることをこのような事実により使用者が認識していない場合には、当該申告された労働時間に基づき時間外労働の上限規制を遵守し、かつ、同労働時間を基に賃金の支払等を行っていただく必要があります。

労働者の自己申告により労働時間を簡便に把握する方法としては、例えば1日の終業時に、始業時刻及び終業時刻をメール等にて報告させるといった方法を用いることが考えられます。



中小企業事業主の皆様へ

令和3年12月21日改正

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します！

※ **テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となりました！**

【機器等導入助成】

①支給要件の概要

- テレワークに関する制度を就業規則等に規定すること
- テレワークの実績が基準を満たすこと

②助成金支給額

支給対象経費（テレワーク用通信機器の導入費用等※1）の**30%（最大100万円）**

【目標達成助成】

①支給要件の概要

- 離職率、テレワークの実績が基準を満たすこと

②助成金支給額

支給対象経費（テレワーク用通信機器の導入費用等※1）の**20%＜35%※2＞（最大100万円）**

※2生産性要件を満たした場合

※1 **テレワーク用サービス利用料も助成対象となりました！**
（リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス等）

助成金の詳細・問合せ先

岡山労働局 雇用環境・均等室
TEL 086-224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース

検索



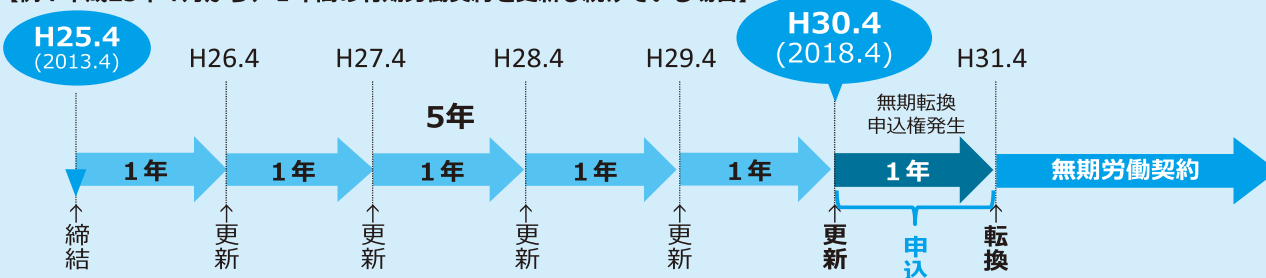
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは？

無期転換ルールとは？

同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。**労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。**

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換ルールへの対応が求められます。

※ 定年後の継続雇用の高齢者等に関する「有期特措法による無期転換ルールの特例」があります。

詳しくは岡山労働局HP (https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00475.html) へ。

無期転換ルール、有期特措法の特例については、岡山労働局雇用環境・均等室にご相談ください。

TEL 086-225-2017

中小企業の事業主の皆さま

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金ことができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

主な支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

交付申請書等の提出先 岡山労働局 雇用環境・均等室
岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
TEL 086-224-7639

令和4年4月1日より段階的に施行

育児・介護休業法が改正されました

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務化

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和

改正前

- （育児休業の場合）
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※ 無期雇用労働者と同様の取り扱い
（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）

令和4年10月1日施行

③ 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設 ④ 育児休業の分割取得

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度（R4.10.1～）	育休制度（現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	分割して 2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲 で休業中に就業することが 可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能	再取得不可

令和5年4月1日施行

⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

（お問い合わせ）岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017
育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省HP「育児・介護」で検索

林業現場合同パトロールを 実施しました



岡山県内の林業における休業4日以上労働災害は、令和3年11月末速報値で昨年同期比より28%増となっております。中でも転倒災害が急増（昨年同期比+300%増）しております。

このような状況を踏まえ、岡山労働局管内の林業関係事業者に対し安全衛生活動の活性化を促すこと等を目的として令和3年12月10日、同月17日に岡山労働局、新見労働基準監督署、森林管理署、岡山県、林業・木材製造業労働災害防止協会による林業現場合同パトロールを実施しました。

林業では、チェーンソーによる切傷災害や車両系林業機械との接触による災害、木や枝が労働者に激突する等の災害が発生しているため、伐木時の安全確保や車両系林業機械の周囲に労働者を立ち入らせないこと、誤作動や誤操作が起こることを念頭に作業を行うこと、林業機械や倒木その他、足元にも注意を払って作業を行うこと等をお願いしました。



津山署管内の現場



新見署管内の現場

中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

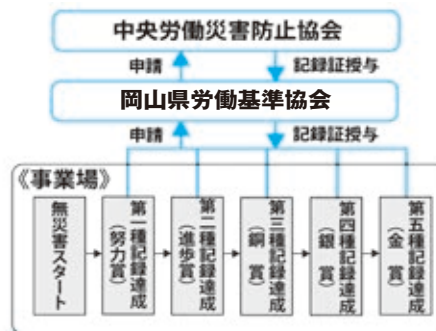
中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



《申請書及び制度のお問い合わせ》

- ・中央労働災害防止協会ホームページ **無災害記録証** **検索**
- ・岡山県労働基準協会 TEL086-225-3571



代表取締役社長 佐々木 正信

笠岡工場
〒714-0006
岡山県笠岡市みの越13番
TEL(0865)62-6111(代) FAX(0865)62-6600
<http://www.sanyofods.jp/>

三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651
岡山県玉野市玉3丁目1番1号
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5
Tel. (086) 231-1227

あなたの心で運ぶハート引越便



岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 原田 和 充

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号
TEL (086) 252-2111(代)
ホームページ <http://www.okaken.co.jp>



高品質企業への進化

株式会社ヤマダ

代表取締役社長 山田 啓吾

〒712-8012
岡山県倉敷市連島1丁目15番10号
TEL 086-440-0606(代) FAX 086-440-0611



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県岡山市走出670-1
TEL(0865) 65-0311(代)
FAX(0865) 65-0460



健康診断と
作業環境測定は、
(一社)岡山県労働基準協会
労働衛生センターに
お任せください。

健康診断は全衛連の労働衛生サービス機能評価の認定を取得

品質と精度管理には自信があります。
安心してご利用ください。

☎086-281-4500 FAX 086-282-6548
岡山市南区山田 2315-4 (岡山県安全衛生会館内)

弁護士法人
太陽綜合法律事務所
(岡山弁護士会所属)

岡山県労働基準協会顧問弁護士

弁護士 近藤 弦之介
弁護士 藤原 健補
弁護士 馬場 幸三
弁護士 谷口 怜司
弁護士 山本 愛子
弁護士 川端 美智子
弁護士 青田 夢
弁護士 鹿室 辰義
弁護士 岡田 湧介
弁護士 高瀬 鈴香
客員弁護士 石島 弘

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号
第一セントラルビル2階
TEL(086) 224-8338(代)
FAX(086) 224-7555

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538
※右記以外の日程または来所を希望の方は事前に連絡下さい。

第27回 産業医・労働衛生管理従事者交流集会のご案内

主催 岡山県労働衛生管理従事者交流会・岡山県医師会
共催 岡山産業保健総合支援センター

1. 日 時 令和4年3月3日(木) 14:00~16:30
2. 会 場 岡山コンベンションセンター・ママカリフォーラム(岡山市北区駅元町14-1)
3. 参加費 無 料
4. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、申込先までFAXをお送りください。

時 間	テ ー マ	講 師 等
14:00	開会あいさつ	公益社団法人岡山県医師会 会長 松 山 正 春 氏
14:05~14:35	指導「最近の労働衛生に関する動きについて」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 小松原 邦 正 氏
14:35~14:45	広報「岡山産業保健総合支援センターからのご案内」	岡山産業保健総合支援センター
14:55~16:25	講演「健診結果の活用法から考える 産業保健活動の基礎と応用」	旭化成株式会社 健康経営推進室 水島健康経営支援センター センター長 中 村 武 博 氏
16:30	開会あいさつ	一般社団法人岡山県労働基準協会 専務理事 岡 田 康 浩

県下の労働衛生管理従事者が相互に交流を図り、労働衛生に関する研究調査等により知識・技能の研鑽を行うと共に、本県の労働衛生の向上に寄与することを目的に平成3年12月9日に設立しました。近年の産業構造の変化等、労働者を取り巻く労働環境の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するため、労働衛生管理業務に従事する方で、**当協会の会員事業場**であれば、相互研鑽の場としてどなたでもご参加いただけます。

- 年 会 費 無 料
- 特 典 各種の労働衛生関係事業のご案内をさせていただきます。
- 申 込 先 一般社団法人岡山県労働基準協会 TEL (086) 221-2160/FAX (086) 227-1047

《様式》 岡山県労働衛生管理従事者交流会入会 兼 交流集会参加申込書

フリガナ			
氏 名			
事業場名			
所在地	〒 ー		
連絡先	TEL () ー	FAX () ー	
	メール		
所持資格等	衛生管理者・安全衛生/衛生推進者・その他 ()		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は当協会が責任をもって保管・管理し、本会の活動のためにのみ使用します。

《申込先》 F A X (086) 227-1047

令和4年度 雇入れ時等安全衛生教育のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

労働安全衛生法では、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。」と定められております。当協会では、この教育のうち、一般的・基本的事項について事業者に代わり実施いたします。ご都合の良い日程でご受講ください。多数のご参加をお待ちしております。

記

1. 日程等

日 時	場 所	教 育 内 容	受講料等 (税込)
4月4日(月) 9:30~16:00	JFEスチール(株)広江クラブ (倉敷市広江4-1-1)	「産業安全」及び 「労働衛生」の 一般的・基本的事項 「労働基準法」及び 「労働者災害補償 保険法」の基礎知識	会 員 4,400円 非会員 6,600円 テキスト代 968円
	岡山セラミックスセンター (備前市西片上1406-18)		
4月5日(火) 9:30~16:00	岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4)		
	JA晴れの国岡山新見統括本部 (新見市高尾2423)		
4月6日(水) 9:30~16:00	岡山県労働基準協会笠岡支部 (笠岡市四番町5-18)		
4月7日(木) 9:30~16:00	玉野市総合体育館 (玉野市玉2-3-1)		
	津山圏域雇用労働センター (津山市山下92-1)		
4月11日(月) 10:00~16:30	マービーふれあいセンター (倉敷市真備町筋田40-1)		

2. 申込方法 ①インターネット申込

当協会ホームページからお申込ください。
(会員IDをお持ちでない場合は、TEL(086)225-3571へご連絡ください。)

②窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申込ください。

<振込先> 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会

3. その他

受付の後、振り込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
都合により講習日に受講できない場合、講習前日までにご連絡いただいた場合に限り、受講日の変更またはキャンセルの取扱いをいたします。ただし、受講日の変更は1回限りとし、キャンセルの場合は、事務手数料1,100円と振込手数料を差し引いて返金いたします。なお、受講日変更後のキャンセル、受講者の変更、返金はできません。
講習終了後、事業者宛の受講証明書を発行します。受講者各人への修了証の交付はいたしません。

(様式) 雇入れ時等安全衛生教育 (4月 日 支部) 受講申込書 ※5210

※受講No.	氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
事業所名	〒 -	受講料 ____名分____円 を ____月 ____日に ①上記振込先へ振込 ②窓口を持参 (講習当日はご遠慮ください)
所在地	市 郡 区	
ご担当者職氏名		
ご連絡先	TEL () - FAX () -	
	メール	

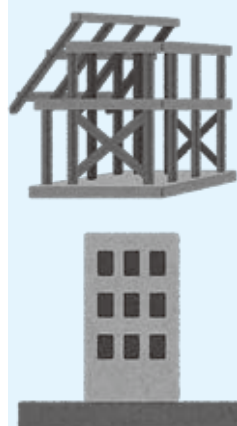
※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本教育の的確な実施のためにのみ使用します。

令和5年10月から有資格者による
石綿の事前調査が義務化されます！

建築物石綿含有建材調査者講習 のご案内

～法定の有資格者の確保が急務です～

一般/一戸建て等 建築物石綿含有建材調査者



建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象となる建築物等の建材について石綿等の使用の有無の調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、厚生労働大臣が定める建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当協会では、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」および「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習」を下記のとおり実施します。

（岡山労働局長登録：令和3年11月2日 岡労収基1029第1号）

令和4年度の講習は次のとおりです。

（1）一般建築物石綿含有建材調査者講習

1回目	令和4年 6/ 9 (木)・10 (金)	⇒ 修了考査	令和4年 6/23 (木)
2回目	8/17 (水)・18 (木)	⇒	8/31 (水)
3回目	10/ 5 (水)・ 6 (木)	⇒	10/20 (木)
4回目	12/ 8 (木)・ 9 (金)	⇒	12/22 (木)

（2）一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習

1回目	令和5年 3/ 2 (木)	⇒ 修了考査	令和5年 3/ 3 (金)
-----	---------------	--------	---------------

会 場 (一社)岡山県労働基準協会 岡山市北区桑田町15-28
定 員 各回とも50名（ただし、お申込みが定員に達し次第締め切ります）



一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等建築物：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。なお、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれません。



- ・十分な感染防止対策を講じた上で開催します。マスク着用の上で受講いただくようお願いします。
- ・当日37.5度以上の発熱等感染の疑われる方の受講はご遠慮願います。
- ・感染拡大状況によっては中止となる場合がございます。岡山県労働基準協会のホームページでご確認ください。



【講習科目・時間等】

●一般建築物石綿含有建材調査者講習●

講習1日目

- | | |
|------------------------|-----|
| 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間 |
| 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間 |
| 3.石綿含有建材の建築図面調査 | 4時間 |

講習2日目

- | | |
|---------------------|-----|
| 4.現場調査の実際と留意点 | 4時間 |
| 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間 |
| 修了考査 | 2時間 |

●一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習●

講習(1日のみ)

- | | |
|------------------------|-----|
| 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間 |
| 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間 |
| 3.一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査 | 1時間 |
| 4.現場調査の実際と留意点 | 3時間 |
| 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間 |
| 修了考査 | 1時間 |

※受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分ア)の場合、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」(一般、一戸建て等とも)の受講が免除されます。但し、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意ください。(できれば受講されることをお勧めします。)

講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
(1)一般建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料 40,000円
	修了考査受験料 5,000円
	テキスト代 5,280円
(2)一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料 30,000円
	修了考査受験料 5,000円
	テキスト代 5,280円

⇒修了考査について

- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます(その都度再受験料(5,000円、税込)が必要)。

【主な受講資格】(一般、一戸建て等共通)

ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる技能講習)を修了した者

イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上)

ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)(卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上)

エ 「ウ」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上)

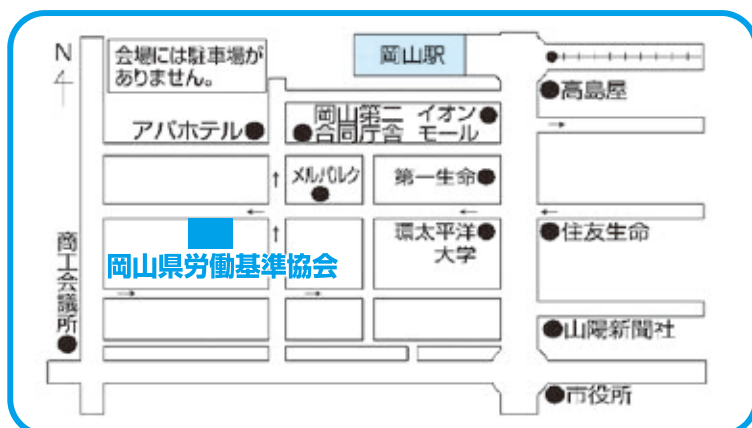
オ 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上)

カ (学歴不問)(建築に関する実務経験年数:11年以上)

キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上)

(※注)受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

会場ご案内



【お問合せ・お申込みは】

(一社)岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL(086)225-3571

URL: <https://www.olsa.or.jp/>

ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています。



(第一種・第二種・特例第一種) 衛生管理者免許試験受験準備講習開催のお知らせ

一般社団法人岡山県労働基準協会

令和4年度衛生管理者免許試験受験準備講習を下記のとおり開催します。
免許をお持ちの方は、それぞれ次のような業種の事業場において衛生管理者として就くことができます。

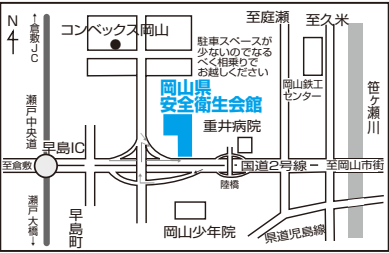
第一種免許／すべての業種で衛生管理者となることができます。
第二種免許／有害業務と関連の深い業種（※）以外で衛生管理者となることができます。

※「有害業務と関連の深い業種」とは、
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業

記

1. 講習日	第1回	4年	4月26日(火)～28日(木)	第一種受験者
			4月26日(火)・27日(水)	第二種受験者
			4月28日(木)	特例第一種受験者
	第2回		8月24日(水)～26日(金)	第一種受験者
			8月24日(水)・25日(木)	第二種受験者
			8月26日(金)	特例第一種受験者
	第3回		12月13日(火)～15日(木)	第一種受験者
			12月13日(火)・14日(水)	第二種受験者
			12月15日(木)	特例第一種受験者

会場周辺図



2. 講習会場 岡山県安全衛生会館（岡山市南区山田2315-4）
3. 講習科目 試験に必要な全科目（労働衛生・関係法令・労働生理）
4. 受講料
- | | | |
|-------------|-----|-------------|
| 〔第一種準備講習〕 | 会 員 | 11,000円（税込） |
| | 非会員 | 22,000円（税込） |
| 〔第二種準備講習〕 | 会 員 | 8,800円（税込） |
| | 非会員 | 17,600円（税込） |
| 〔特例第一種準備講習〕 | 会 員 | 5,500円（税込） |
| | 非会員 | 11,000円（税込） |

5. 申込方法
- ①インターネット申込
- 当協会ホームページからお申込ください。
(会員IDをお持ちでない場合は、TEL(086)225-3571へご連絡ください。)

- ②窓口・FAX申込
- 受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申込ください。

6. その他
- 受付の後、振り込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
都合により講習日に受講できない場合、講習前日までにご連絡いただいた場合に限り、受講日の変更またはキャンセルの取扱いをいたします。ただし、受講日の変更は1回限りとし、キャンセルの場合は、事務手数料1,100円と振込手数料を差し引いて返金いたします。なお、受講日変更後のキャンセル、受講者の変更、返金はありません。

一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支 部 名	所 在 地	TEL 番号	FAX 番号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児 島 支 部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868)22-5454	(0868)25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安 全 衛 生 会 館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

お申込みは確実に予約ができるインターネットのご利用をお勧めします!!

《様式》 令和4年度（ / ）：第 回）衛生管理者免許試験受験準備講習受講申込書 *3070

※受講No.	種別	氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日
	一種・二種 特例一種	()	S・H 年 月 日
	一種・二種 特例一種	()	S・H 年 月 日
	一種・二種 特例一種	()	S・H 年 月 日
事業所名			受講料 (一種) ____名分____円 (二種) ____名分____円 (特例) ____名分____円 (合計) ____円 を____月____日に ①下記振込先へ振込 ②窓口にて持参
所在地			
ご担当者 職 氏 名			
ご連絡先			
TEL () - FAX () -		メール	

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

【テキスト及び問題集の販売について】

	テキスト (上・下巻セット)		問題集				受取方法	支払方法
			中災防発行		労働調査会発行			
第一種	4,400 円	冊	2,420 円	冊	2,200 円	冊	送付・支部窓口 (送付の場合、送料一律 770 円)	____月____日に ①下記振込先へ振込 ②窓口にて持参
第二種	3,080 円	冊	1,760 円	冊	1,760 円	冊		
計	A 円		B 円		C 円		D 円	
※価格はすべて消費税込です。				合計 (A + B + C + D)			円	

※最寄りの支部にて販売しておりますので、事前にお買い求めください。問題集は講習中には使用しません。

《送付希望の方は、下記へご記入のうえ、お申込ください》 ※上記と同じ場合は送付先の記入は不要です。

事業所名または氏名 TEL () -

所在地または現住所 〒 ー

＜振込先＞ 中国銀行富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会

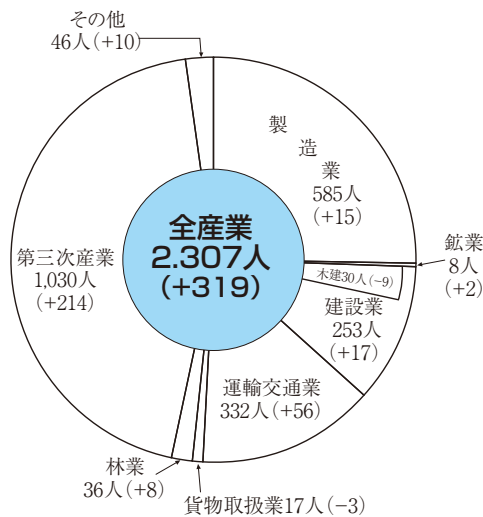
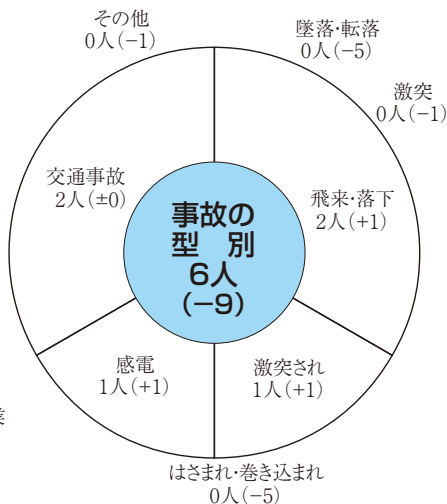
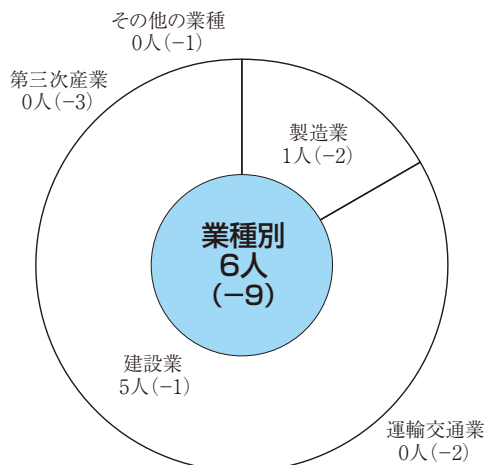
下記日程にて衛生管理者免許試験が岡山で受験できます!

1. 試験日と 試験会場	4年10月8日（土） 岡山商工会議所（岡山市北区厚生町3-1-15）
2. 試験手数料	6,800円（変更になる場合があります。）
3. 受験申請書 受付期間	郵送：4年 8月 8日（月）～8月22日（月） 必着 ※窓口での受付は行いません。
4. 受付場所	一般社団法人岡山県労働基準協会（岡山市北区桑田町15-28） <u>※受付期間以外は受付できません。</u>
5. 受験資格	①学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ②学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 ③10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者 他

◆免許試験については、「令和4年度岡山地区出張特別試験案内」または中国四国安全衛生技術センターのホームページ（<http://www.chushi.exam.or.jp/>）をご確認ください。

2021年（令和3年）労働災害発生状況

死 亡 災 害

12月末現在（速報値）
（ ）内は前年同月比増減数死 傷 災 害
(休業4日以上の死傷災害)12月末現在（速報値）
（ ）内は前年同月比増減数昭和二十六年十一月八日 第三種郵便物認可
令和四年二月十五日（毎月一回十五日発行）

(第 七 二 六 号 巻)

労働安全衛生関係
免許試験日程2022年3月から5月までの間に
当センターで実施する学科試験の
日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

インターネットアドレス

<https://www.chushi.exam.or.jp/>

試験の種類		2022年		
★には、更に実技試験があります。		3月	4月	5月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士		8		
二級ボイラー技士		2	12	10
★特別ボイラー溶接士				
★普通ボイラー溶接士				
ボイラー整備士				
★クレーン・デリック運転士	限定なし	9	5	11
	クレーン限定	9	5	11
	床上運転式限定		5	
	限定免許解除試験			
★移動式クレーン運転士		15		13
★揚貨装置運転士			14	
発破技士				
ガス溶接作業主任者				
林業架線作業主任者				
第一種衛生管理者		5・16・23	6・20	19・31
第二種衛生管理者		5・16・23	6・20	19・31
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者		3		
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士			19	

回 覧

氏名